

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 55(オ)1023	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	土地所有権移転仮登記抹消登記手続本訴及び所有権移転請求権仮登記に基づく本登記手続等反訴	原審事件番号	昭和 53(ネ)1568
裁判年月日	昭和 58 年 3 月 25 日	原審裁判年月日	昭和 55 年 7 月 30 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民第 138 号 395 頁		

判示事項	民法五七六条但書にいう「担保ヲ供シタルトキ」の意義
裁判要旨	民法五七六条但書にいう「担保ヲ供シタルトキ」とは、売主が買主との合意に基づいて担保物権を設定したか、又は保証契約を締結したなどの場合をいい、担保の提供について買主の承諾を伴わない場合はこれにあたらぬ。

全 文	
主 文	<p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人の負担とする。</p>
理 由	<p>上告代理人石井成一、同小澤優一、同小田木毅、同櫻井修平、同阿部正史、同水谷直樹、同加藤美智子の上告理由第二点について</p> <p><u>民法五七六条但書にいう「担保ヲ供シタルトキ」とは、売主が買主との合意に基づいて担保物権を設定したか、又は保証契約を締結したなどの場合をいい、担保の提供について買主の承諾を伴わない場合はこれにあたらぬと解するのが相当である。これと同趣旨の原審の判断は正当であり、右と見解を異にする論旨は、採用することができない。</u></p> <p>同第一点及び第三点について</p> <p>所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。</p> <p>よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。</p> <p>(裁判長裁判官 牧圭次 裁判官 木下忠良 裁判官 鹽野宜慶 裁判官 宮崎梧一 裁判官 大橋進)</p>

※参考：判例タイムズ 533 号 142 頁、不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO771 頁